

**平成30年度豊能町「道の駅」基本設計・実施設計他委託業務
公募型プロポーザル実施要領**

1. 目的

この要領は、平成29年度に策定した豊能町「道の駅」基本構想に基づき、豊能町「道の駅」基本設計・実施設計業務を委託するにあたり、土木関連施設、建築施設等が一体となった調和のとれた道の駅の提案を求め、設計業者をプロポーザル方式により選定することを目的とする。

2. 業務概要

- (1) 業務名称：豊能町「道の駅」基本設計・実施設計他委託業務
- (2) 発注者：豊能町（担当課：農林商工課）
- (3) 業務内容：豊能町「道の駅」建設工事に係る土木関連設計並びに建築基本設計及び実施設計業務、関係法令上必要となる各種申請手続き、道の駅土木関連設計・建築基本設計及び実施設計に係る各種調査業務、道の駅設置準備委員会の運営支援業務。詳細は豊能町「道の駅」基本設計・実施設計他委託業務仕様書（以下仕様書）による。
- (4) 履行期間：契約締結日の翌日から平成31年3月29日
- (5) 業務規模：設計規模は仕様書による。
なお、本業務の予算上限額は、¥43,000,000円以内とする。
（この金額は見積もり合わせ時の予定価格となるものではない。また、消費税相当額を含む。）

3. 設計条件

- (1) 建設場所：大阪府豊能郡豊能町余野26番地 他
（※主要国道423号女美尾橋交差点北東）
- (2) 施設用途：特産販売所・飲食施設・多目的施設・特産品加工場・事務所・休憩施設・情報発信施設・公衆用トイレ・サイクルステーション・バスロータリー・防災施設（防災用品等の備蓄倉庫）・駐車場・駐輪場等
- (3) 敷地面積：約7,000㎡
（うち、道の駅関連施設4,000㎡、民間商業施設3,000㎡）
- (4) 用途地域：都市計画区域内（市街化調整区域）用途地域 指定なし
防災地域 指定なし
容積率 200%
建ぺい率 60%
建築基準法第22条地域

4. 選定方法

公募型プロポーザル方式（企画提案書等及びプレゼンテーションによる審査）に基

づき事業者を選定することとする。なお、応募者が多数の場合は、5者程度に選定する予備審査を行うことがある。

5. 参加資格要件

(1) 参加資格

公募型プロポーザルに参加しようとする単独企業は、次のアからコまで（イ・ウにおいてはおどちらか）の要件をすべて満たしていること。また、設計共同体として参加しようとする場合、すべての構成員は、次のイもしくはウ及びエからコまでのすべての要件を満たしていることとし、アにおいては構成員のいずれかが要件を満たしていること。

ア 道の駅同種業務（※1）又は類似業務（※2）についての受託実績を有するものであること。

※1：同種業務の実績とは道の駅（国土交通省「道の駅」として登録済みまたは登録予定）に関する設計業務。

※2：類似業務の実績とは上記同種施設に準ずると判断できる施設（道路休憩施設、観光等情報発信施設、地域農産物等販売施設、観光レクリエーション施設等）に関する設計業務

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により、一級建築士事務所登録を受けている者であること。

ウ 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規定により、建設コンサルタントの工種の許可を受けていること。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない事業者であること。

オ 豊能町の平成29・30年度入札参加資格登録名簿に掲載されている者。また、設計共同体として参加しようとする場合は、構成員のいずれか1社が掲載されていること。

カ 豊能町建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置並びに豊能町公共工事暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者。

キ 建築士法第10条第1項の規定に該当しない者であること。

ク 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者（更生手続き開始の決定を受けた者を除く）であること。

ケ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく手続き開始の申し立てがなされていない事業者であること。

コ 国税および地方税の滞納がないこと。

(2) 業務従事者

ア 管理技術者は、技術士法（昭和58年4月27日法律第25号）に規定する技術

士（総合技術監理部門又は建設部門）又は、建築士法に規定する一級建築士の資格を有していること。

イ 建築主任技術者は、建築士法に規定する一級建築士の資格を有していること。

ウ 土木主任技術者は、技術士法（昭和58年4月27日法律第25号）に規定する技術士（総合技術監理部門又は建設部門）又はRCCM（「都市計画及び地方計画部門」又は「造園部門」又は「建設環境部門」）の資格を有していること。

※土木主任技術者は主に土木関連設計（「豊能町「道の駅」基本設計・実施設計他委託業務仕様書 2業務の内容」参照）を行うこと。

エ 管理技術者および建築・土木主任技術者は、提案者又は設計共同体の構成員の組織と三ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあること。

オ 照査技術者は、一級建築士又は、技術士（総合技術監理部門又は建設部門）の資格を有していること。

カ 管理技術者と建築・土木主任技術者は兼任しないこと。

キ 管理技術者又は建築主任技術者のいずれかは、同種又は類似業務における建築基本設計もしくは実施設計の実績を有するものであること。

ク 提案書に記載した管理技術者、建築主任技術者、土木主任技術者は、設計者として選定され契約した場合、必ず本業務を担当すること。

(3) 協力事務所

ア 業務の一部を再委託する場合は、協力事務所を加えることを可とし、当該協力事務所は複数の参加者の協力事務所となることを可とする。

イ 本業務の主たる担当分野業務である建築分野を再委託しないこと。ただし、構造（計算）・電気・機械・トレースやパース等の主たる業務以外の部分については、再委託を認める。

6. プロポーザル実施スケジュール

公募：町ホームページにて募集	平成30年5月 9日（水）
質問提出の締め切り	平成30年5月17日（木） 正午まで
質問の回答	平成30年5月23日（水）
参加申込書の提出	平成30年5月29日（火） 午後5時まで
企画提案書の提出	平成30年6月 8日（金） 午後5時まで
プレゼンテーション	平成30年6月20日（水）（※）
選定結果通知	平成30年6月27日（水）（※）

（※）印は予定であり、変更となる場合があります

7. 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

ア 質問しようとする者（以下「質問者」という。）は、質問書（様式1）を作成し、事務局へ電子メールで提出し、電話連絡等で到着確認を行うこと。

イ 電子メールの件名は、「道の駅プロポーザル質問書の提出【質問者名】」とすること。

(2) 受付期間

平成30年5月9日（水）から平成30年5月17日（木）正午まで

(3) 回答方法

平成30年5月23日（水）までに質問者に回答を行う。また、質問者名をふせて、町のホームページにも掲載する。

8. 参加申込書の提出

(1) 提出方法

公募型プロポーザルに参加する場合は、参加申込にかかる様式（様式2～9）を事務局へ持参あるいは郵送（書留・簡易書留又は特定記録郵便のみ可）すること。なお、いずれの方法も提出期限までに必着のこと。

(2) 提出期限

平成30年5月29日（火）午後5時まで

9. 企画提案書の提出

(1) 企画提案

特記仕様書の業務項目全般について、企画提案を求めるものとする。

企画提案書の様式はA4サイズを基本とし、枚数は自由とする。

(2) 提出方法

企画提案提出届（様式10）、企画提案書、業務実施計画書、業務に対する具体的提案、参考見積書を事務局へ持参あるいは郵送（書留・簡易書留又は特定記録郵便のみ可）すること。なお、いずれの方法も提出期限までに必着のこと。

(3) 提出期限

平成30年6月8日（金）午後5時まで

(4) その他

詳細は、説明書による。

10. 受託候補者の選定

(1) 企画提案の審査

選定審査会は、企画提案書を提出した者に対してプレゼンテーションを実施するとともに、提出された企画提案書について審査する。（ただし、予備審査を行った場合は、予備審査を通った事業者を対象とする。）

なお、プレゼンテーションに関する事項は、説明書に定めるとおりとする。

(2) 受託候補者の選定

審査の結果、評価点数が最も高い提案事業者を第1受託候補者として、次点者を第2受託候補者として選定する。ただし、評価点が同点の提案事業者が複数ある場合は選定審査会の多数決により選定する。なお、参加表明を行った事業者が1者であった場合についても、審査、評価は実施するが、選定審査会の評価点数が満点の6割に満たない場合は、受託候補者として選定しない。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、全提案事業者に文書で通知する。ただし、審査の経緯及び選定結果についての異議申立ては一切受け付けない。

1 1. プロポーザルの不成立

8(2)の提出期限までに参加申し込みがない場合、又は9(3)の提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、本プロポーザルは不成立とする。

1 2. 失格要件等

(1) 次のいずれかに該当する場合は、失格とする

ア 審査の公平性に影響のある行為があったと認められる場合

イ 提出された参加申込書、企画提案書及び資料等の記載内容に虚偽の内容が認められた場合及び事実と異なることが判明した場合

(2) 提出された書類が次のいずれかに該当する場合は、失格とする場合がある

ア 提出方法に適合しない場合

イ 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合

ウ 記載すべき事項の全部又は一部記載がされていない場合

1 3. その他

(1) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出に要する費用は、全て提出者の負担とする。

(2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

(3) 参加申込書及び企画提案書の取扱い

ア 提出された参加申込書及び企画提案書等は、選定又は順位の特定を行うときにおいて、必要な範囲内で複写する。

イ 提出された参加申込書及び企画提案書等の差し替え及び再提出は、認めない。

ウ 提出された参加申込書及び企画提案書は、返却しない。

エ 参加申込書及び技術提案書は、公正性、透明性、客観性を期するため、公表することがある。

(4) 参加申込書に記載した管理技術者及び土木・建築主任技術者は、原則として変更できない。ただし、町長がやむを得ないと認める場合であって、同等以上の能力を有する技術者であると認める場合は、この限りでない。

(5) 参加申込書及び企画提案書の提出は、1者につき1案とする。

14. 事務局

〒563-0292大阪府豊能郡豊能町余野414番地の1

豊能町 建設環境部 農林商工課

担当 泊・高木

TEL : 072-739-3424

FAX : 072-739-1919

E-mail : noumidori@town.toyono.osaka.jp